

再公示：次の案件については、8月6日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番 号：140605

国 名：パラグアイ

担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案件名：プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト（組織強化）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：組織強化
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年9月下旬から2015年4月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 6.00M/M、合計 6.30M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	180日	3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	地域保健に係る各種業務
対象国/類似地域	パラグアイ/全世界(本邦含む。)
語学の種類	西語

※組織強化またはモニタリング評価の経験があることが望ましい。

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

パラグアイ国では、未整備な地域保健行政、医療従事者の技術・知識不足、インフラ・医薬品不足、医療施設へのアクセス問題等がある。これに対し、2008年8月に誕生したルゴ政権は、保健医療政策「生活の質と平等な健康に向けた公共政策」の中で、第一次保健医療サービスへのアクセス改善を優先政策の一つとして掲げた。これを受け、厚生省はプライマリーヘルスケア（以下PHC）総局を設置し、「家庭保健」の概念に基づき、地域の予防と治療を包括的に行うPHCの強化に取り組んでいる。具体的には、貧困地域に人口3,500人から5,000人に1か所の割合で、医師、看護師、助産師、准看護師各1名、保健推進員各3-5名程度からなる保健医療チーム「家族保健ユニット（Unidades de Salud de la Familia：USF）」を設置し、このUSFを中心に地域の保健医療サービス改善を図っている。しかしながら、PHC実施のための規程やプロトコル・マニュアル、県レベルでの実施体制が整備されていない、USFの人材への教育・訓練が十分ではない、USFと地域病院等を含めた保健医療サービス機関の中で救急対応やレファラルを含めた連携を行うための仕組みが整備されていない等の課題がある。このような状況を総合的に改善するために、カアグアス県を対象として、USFによって提供される地域保健サービスの強化及びその効果の実証を目的に、パラグアイ国政府は、我が国に技術協力の要請を行なった。

JICAは、2011年5月に詳細計画策定調査を実施し、カアグアス県（保健省の行政区では、第5衛生行政区にあたる）において、USFを核とした保健医療サービス体制が整備されることを目標に、厚生省において保健医療サービス（USFを含む）におけるPHC体制が明確にされること、USFの活動地域で保健医療サービス機関及び行政機関の運営管理能力が向上すること、USFの能力が向上すること、県レベルにおける救急連絡体制が確立されることを成果として、2012年2月から2016年1月までの4年間の協定期間として「パラグアイ国プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を実施中である。なお、本プロジェクトのカウンターパート（C/P）機関はパラグアイ国厚生省（カアグアス県衛生行政局を含む）である。現在、チーフアドバイザー、業務調整、地域保健の長期専門家が現地で業務を行っている。

2014年3月に中間レビューが行われ、活動の見直しが行われた。最新のPDMの中核をなす活動が第5衛生行政区におけるUSFの機能評価基準づくりとそのUSFを核とした保健医療ネットワークの構築及び各関係機関（厚生省、第5衛生行政区、県庁、大学、地域・市保健医療審議会）の機能と役割を明確にし、PHCモデルを構築することである。また、USFの保健医療サービスの質の向上を図るため、USFで働く保健医療チームに対し、知識・技術・態度の強化研修を実施している。さらに、USF活動に必要な不可欠な住民組織（コミュニティ保健委員会、各コミュニティにあり保健の啓発活動等を行う住民組織）、地域・市保健医療審議会（行政区や市の行政機関の一つ、予算等の審議を行う）等との協働も求められている。

## 7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクト長期専門家及びC/Pと協働で、①第5衛生行政区において住民組織（コミュニティ保健委員会）、地域・市保健医療審議会、USF、第5衛生行政区のマネジメント強化、②USFの機能評価基準を核とした保健医療ネットワークの構築、③プロジェクト関係機関（厚生省、第5衛生行政区、県庁、大学、地域・市保健医療審議会）のUSF活性化に向けた機能と役割を明文化することを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### (1) 国内準備期間（2014年9月下旬～2014年10月上旬）

- ① 本プロジェクトに係る報告書・関連資料を収集・分析し、JICA人間開発部、JICAパラグアイ事務所及び派遣中の専門家と活動方針・計画の詳細内容を確認・調整する。
- ② ワークプラン（和文・西文）を作成し、JICA人間開発部へ提出の上、説明する。

(2) 現地派遣期間 (2014年10月上旬～2015年4月上旬)

- ① 現地業務開始時にC/P機関であるパラグアイ厚生省、JICAパラグアイ事務所、プロジェクトにワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜JICAパラグアイ事務所に対して進捗報告を行う。
- ② 第5衛生行政区においてUSFを中心とした関係機関のネットワーク強化を行う。(対象41USF)
  - ア) USFと地域・市保健医療審議会との定期会合を設定する。
  - イ) USFが市保健医療審議会、コミュニティ保健委員会と共に、地域の住民の健康状態に応じた年間活動計画を作成できるよう、年間活動計画のフォーマットの見直しを行う。
  - ウ) 定期会合での議論を踏まえ、USFが市保健医療審議会、コミュニティ保健委員会と共同で年間活動計画を策定するのを支援する。
  - エ) 年間活動計画をもとに、地域・市保健医療審議会と共にUSFによる年間予算計画の策定を支援する。
  - オ) 地域・市保健医療審議会と共にUSFの年間活動計画・予算計画の実施状況をモニタリングするフォーマットを提案する。
  - カ) 地域・市保健医療審議会と共に、USFの年間活動計画・予算計画の実施状況をモニタリングする。
  - キ) ア) からエ) の活動を通して、USFを中心とした保健医療関係機関のネットワークを強化する。
  - ク) USFの運営に関係するプロジェクト関係機関(厚生省、第5衛生局、県庁、大学、地域・市保健医療審議会)の機能と役割を明文化する。
- ③ プロジェクトリーダーと協働による業務：プロジェクトでUSFの医療従事者を対象として実施している「保健医療サービス能力強化研修」の実施支援を通じて、地方研修委員会(プロジェクト活動のうち、USFの保健医療サービス能力強化研修を計画・実施を担当する委員会)の組織強化を行う。
  - ア) 地方研修委員会と共に研修計画(モジュール2 母子保健)を立案する。(研修内容は、中央研修委員会とプロジェクトリーダーが中心になって現在作成中。本専門家は主に地方研修委員会と共に実施の計画立案を支援)
  - イ) 地方研修委員会による研修実施に向けた準備を支援する。(2015年1月頃から開始。研修は全10回のうち半分程度を年度内実施見込み、毎回30人程度)
  - ウ) 地方研修委員会による研修実施状況をモニタリングする。
- ④ IEC専門家との協働による業務：現在5USFを対象として実施している「幸福家族プロジェクト」(ヘルスプロモーション活動)の41USFへの普及を通して、第5衛生行政区の組織強化を行う。
  - ア) IEC短期専門家と第5衛生行政区IEC研修ファシリテーターが立案する「幸福家族プロジェクト」の拡大計画(他USFへの普及計画)の実施に向け、第5衛生行政区と共に他USFの活動進捗のモニタリングを行う。
- ⑤ 現地業務結果報告書(西文)を作成し、C/P機関及び事務所に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年4月上旬～2015年4月中旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(和文1部・西文3部：人間開発部、パラグアイ事務所、プロジェクト、C/P機関)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

- (2) 現地業務結果報告書（西文3部：パラグアイ事務所、プロジェクト、C/P機関）  
記載項目は以下のとおり。
- 1) 業務の具体的内容
  - 2) 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部：人間開発部、パラグアイ事務所、プロジェクト）  
記載項目は以下のとおり。
- 1) 業務の具体的内容
  - 2) 業務の達成状況
  - 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
  - 4) プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）
  - 5) その他
- 体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地業務期間は180日を想定するが、派遣回数については2回を上限とし、派遣期間・時期については提案できるものとする。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整（長期派遣専門家）
- ・ 地域保健（コンサルタント）※2014年9月22日帰国予定
- ・ IEC（コンサルタント）2014年10月から3週間程度派遣予定

#### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

### (2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部（TEL:03-5226-8358）に連絡の上、データ

にて配布いたします。

- ・パラグアイ国プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト中間レビュー報告書（ドラフト）
- ・PDM及びPO

2) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報）

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/5d97b7b4822a4f794925795e0079ef95?OpenDocument>

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②パラグアイ国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、パラグアイ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上